

IV-3 地域生活支援事業一覧

令和2(’20)年3月改正

市町村地域生活支援事業	都道府県地域生活支援事業
[1] 理解促進研修・啓発事業 [2] 自発的活動支援事業 [3] 相談支援事業 (1) 基幹相談支援センター*等機能強化事業 (2) 住宅入居等支援事業(居宅サポート事業) [4] 成年後見制度利用支援事業 [5] 成年後見制度法人後見支援事業 [6] 意思疎通支援事業 [7] 日常生活用具給付等事業 [8] 手話奉仕員養成研修事業 [9] 移動支援事業 [10] 地域活動支援センター機能強化事業 11 市町村任意事業 ○事業内容の例 【日常生活支援に関する事業】 (1) 福祉ホームの運営 (2) 訪問入浴サービス (3) 生活訓練等 (4) 日中一時支援 (5) 地域以降のための安心生活支援 (6) 巡回支援専門員整備 (7) 相談支援事業所等(地域援助事業者)における退院支援体制確保 (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援 (9) 児童発達支援センターの機能強化 【社会参加支援に関する事業】 (1) レクリエーション活動等支援 (2) 芸術文化活動振興 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 奉仕員養成研修 (5) 複数市町村による意思疎通支援の共同実施促進 (6) 家庭・教育・福祉連携推進事業 【就業・就労支援に関する事業】 (1) 盲人ホームの運営 (2) 知的障害者職親委託 (3) 雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業 *障害者総合支援法では、市町村は、相談支援事業および成年後見制度利用支援事業等の業務を総合的に行う事を目的として、基幹相談支援センターを設置することができることとされている。国は、地域の相談支援体制の充実を図るためには同センターを有効に活用することが重要であるとして、その設置を促進している。	[1] 専門性の高い相談支援事業 (1) 発達障害者支援センター運営事業 (2) 高次脳機能障害およびその関連障害に対する支援普及事業 [2] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業 [3] 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (2) 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (3) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業 [4] 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 [5] 広域的な支援事業 (1) 都道府県相談支援体制整備事業 (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 (3) 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業 6 サービス・相談支援者、指導者育成事業 (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業 (2) 相談支援従事者研修事業 (3) サービス管理責任者研修事業 (4) 居宅介護従事者等養成研修事業 (5) 障害者ピアサポート研修事業 (6) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業 (7) 音声機能障害者発声訓練指導者養成事業 (8) 精神障害者関係従事者養成研修事業 (9) 精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業 (10) その他サービス・相談支援者、指導者育成事業 7 都道府県任意事業 ○事業内容の例 【日常生活支援に関する事業】 (1) 福祉ホームの運営 (2) オストメイト(人工肛門、人工膀胱造設者)社会適応訓練 (3) 音声機能障害者発声訓練 (4) 児童発達支援センターの機能強化 (5) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進 (6) 医療型短期入所事業所開設支援 (7) 障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業 【社会参加支援に関する事業】 (1) 手話通訳者設置 (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供 (3) 点字・声の広報等発行 (4) 点字による即時情報ネットワーク (5) 都道府県障害者社会参加推進センター運営 (6) 奉仕員養成研修 (7) レクリエーション活動等支援 (8) 芸術文化活動振興 (9) サービス提供者情報提供等 (10) 障害者自立(いきいき)支援機器普及アンテナ事業 (11) 企業CSR連携促進 【就業・就労支援に関する事業】 (1) 盲人ホームの運営 (2) 重度障害者在宅就労促進(バーチャル工房支援) (3) 一般就労移行等促進 (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等 【重度障害者に係る市町村特別支援】 【障害福祉のしごと魅力発信事業】

注 []は必須事業